

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次の
ように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年
条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「に出席したとき」の次に「（公用車を利用して出席したときを除
く。）」を加え、「（公用車を利用して出席したときは、当該定める額の 2 分の 1 の
額）」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 5 キロメートル未満 日額 1, 000 円
- (2) 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満 日額 2, 000 円
- (3) 10 キロメートル以上 日額 3, 000 円

別表職員倫理審議会委員の項の次に次のように加える。

公文書等管理委員会委員	日額 10,000 円
-------------	-------------

別表再生可能エネルギー等導入推進会議委員の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、この条例による改正後の第 6 条第 3 項
の規定は、同日以後における、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員

会及び固定資産評価審査委員会の委員並びに監査委員の議会の会議への出席について適用する。

(提出理由)

議会の会議への出席に係る特別職の職員の費用弁償を見直す等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。